

島根の職人育成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年未就業者又は県内への UI ターンを検討する者に対し就労体験を通じて「後世に残すべき島根の職人技」の後継者を確保する目的で、島根県技能士会連合会（以下「連合会」という。）が、島根の職人育成事業として実施する助成金の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(体験者等)

第2条 本事業の体験者等は次のとおり

(1) 就労体験者

島根県内に在住する者又は県外からの UI ターン者で就労体験を希望する者。

(2) 就労体験受入者（以下、「受入者」という。）

就労体験者に就労体験の機会を提供し、島根の職人技の後継者の育成に協力する事業所または個人事業主。

(3) お試し体験者

島根県内に在住する者又は県外在住者で島根県内の事業所での就労に興味を持っている者または、就労体験に興味を持っている者。

(助成金)

第3条 本事業における助成金の種類等については次のとおり。

(1) 就労体験助成金

前条(1)の就労体験者の体験を支援するために支給する助成金で、1か月あたり 120,000 円を助成する。ただし、以下の要件に該当する場合の支給額は、以下のとおりとする。なお、配偶者の父母、祖父母については、実父母、実祖父母と同様の取り扱いとする。

要件	体験者助成金（月額）
①県内に居住する父母または祖父母と同居する場合	60,000 円
②上記①の場合であっても下記（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合 （ア）父母がいずれも 75 歳を超えている ※1 （イ）父母のいずれかが介護が必要な状態 ※2 （ウ）祖父母がいずれも 75 歳を超えている ※1 ※3 （エ）祖父母のいずれかが介護が必要な状態 ※2 ※3 ※1 金額は 75 歳になった月の翌月から変更する。月の初日に 75 歳になった場合は、当該月から変更する。 ※2 「介護が必要な状態」とは、介護認定の結果が要支援または要介護の状態をいう。体験開始以降に介護が必要	120,000 円

な状態になった場合、金額は要支援または要介護認定を受けた月の翌月から変更する。月の初日に介護が必要な状態になった場合は、当該月から変更する。 ※3 (ウ) (エ) については、父母と同居の場合は適用外とする。	
③同一世帯の複数の者が体験する場合における3人目以降の者	60,000 円

(2) 親子連れ助成金

中学生以下の子どもを養育しながら就労体験を行う場合は、前号の助成金に加え、1か月1世帯あたり30,000円を助成する。

(3) 就労体験受入先助成金

前条(2)の受入者における計画的な指導等を支援するために支給する助成金で、受け入れる就労体験者1名につき1か月あたり30,000円を助成する。

ただし、同一体験期間中における助成金受給は、3名を上限とする。

(4) 就職準備金

技能短期習得コースの就労体験者が体験終了後、受入先等へ就職した場合、60,000円を助成する。

(5) お試し体験助成金

前条(3)のお試し体験者の体験を支援するために支給する助成金で、お試し体験に関する宿泊費として1泊あたり7,600円(食費除く)を上限として助成する。

(就労体験助成金の対象者)

第4条 就労体験助成金の交付対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる職種及びその他知事が必要と認める職種に係る就労体験を希望する者。
- (2) 体験開始時に概ね45歳未満の者。ただし、学生を除く。
- (3) 過去に就労体験助成金を利用したことがない者
- (4) 受入者以外において正規雇用されていない者
- (5) 事業主として生業を持っていない者
- (6) アルバイト等で受入者の元に在籍している場合には、その期間が3か月未満の者
- (7) 年少者(体験開始時に18歳未満の者)の場合は、親権者または未成年後見人の同意を得ている者
- (8) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- (9) その他連合会が適当と認める者

(就労体験受入先助成金の対象者)

第5条 就労体験受入先助成金の交付対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる職種及びその他知事が必要と認める職種を業としており、就労体験者に就労体験の機会を提供し、島根の職人技の後継者の育成に協力する事業所または個人事業主

業主。

- (2) 事業所の場合、県内に本社、支社または支店等を有するものであること。
- (3) 受入者が個人の場合は、県内在住者であること。
- (4) 市町村が直営する事業体でないこと。
- (5) 就労体験者に対して不利益を生じさせる言動及び行為があったと認められた者でないこと。

(お試し体験助成金の対象者)

第6条 お試し体験助成金の交付対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる職種及びその他知事が必要と認める職種に係るお試し体験を希望する者。
- (2) 体験開始時に概ね45歳未満の者。
- (3) 過去に就労体験助成金及びお試し体験助成金を利用したことがない者
- (4) 年少者（体験開始時に18歳未満の者）の場合は、親権者または未成年後見人の同意を得ている者
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと
- (6) その他連合会が適当と認める者

(支給先)

第7条 助成金の支給先については、次のとおりとする。

- (1) 就労体験助成金は、就労体験者に対して支給する。
- (2) 親子連れ助成金は、中学生以下の子どもと同居して就労体験を行う場合に、前号に加え就労体験者に対して支給する。
- (3) 就労体験受入先助成金は受入者が就労体験者に対して計画的に指導を行う場合に、受入者に対して支給する。
- (4) 就職準備金は、就労体験者に対して支給する。
- (5) お試し体験助成金は、お試し体験者に対して支給する

(就労体験期間)

第8条 計画する就労体験の期間は技能短期習得コースにあつては、通算1か月以上3か月以内とし、技能伝承コースにあつては、通算3か月以上12か月以内とし、日数などの算定基準は次のとおりとする。ただし、体験期間が12か月を終了する時点において、就労体験者及び受入事業所双方の合意がある場合は、通算24か月以内まで体験の継続を可能とする。

- (1) 就労体験に算入できる日

8時間の就労体験（休憩時間を除く。）をもって1日に算入できる。

ただし、子の養育などやむを得ない事情を有する者で、体験の申請時点で申し出をして承認された場合は、1日の就労体験を6時間（休憩時間を除く。以下「特例承認体験時間」という。）まで短縮することができるものとする。

また、就労体験中に発症した疾病などによりその日の体験を中止せざるを得なくなり、

8時間（特例承認時間を含む。）に満たない就労体験時間数となった場合、その日は所定の就労体験を行ったものとみなす。ただし、この場合当該事案に対する受入者の書面（様式任意）による証明を要する。

（２） 1 か月あたりの体験日数の基準

1 か月の体験日数は、月の初日から開始し、月の最終日までの間に（１）の条件を満たす就労体験を原則 15 日以上行うこととする。

なお、受入先の都合等やむを得ない事情により基準日数に満たなかった場合はこの限りではない。

- 2 お試し体験の期間は、県外在住者の場合は原則として 1 泊 2 日まで（連合会が認める場合は 2 泊 3 日まで）、県内在住者の場合は原則として日帰り（連合会が認める場合は 1 泊 2 日まで）とする。

（助成金の減額）

第 9 条 体験期間が第 8 条第 1 項第 2 号に定める基準日数に満たなかった場合、該当月に係る就労体験助成金は基準日数に満たない日数に応じ 1 日あたり 4,000 円を減算する。

ただし、体験初月で基準日数に満たなかった場合で、かつ体験を終了した場合は、原則助成金の支給はしない。

（助成の申込）

第 10 条 就労体験助成金（親子連れ就労体験助成金を含む。）の助成を希望する者は、島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）（様式第 1 号）及び就労体験指導計画書（様式第 1 号別紙）を連合会会長あてに提出しなければならない。

- 2 就労体験者助成金（親子連れ就労体験助成金を含む。）の助成を希望する者は、前項の書類に加え、原則、根拠資料として別表 2 及び別表 3 の書類を、併せて提出しなければならない。
ただし、助成金支給月額が 60,000 円の者若しくは島根県内に居住している父母または祖父母（姻族含む）がいない者については、根拠書類の提出は不要とする。
- 3 島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）は、受入者及び就労体験者の両方で記入し、就労体験指導計画書は、受入者が記入する。
- 4 島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）に併せて就労体験に係る確認書（様式第 2 号）を取り交わさなければならない。
- 5 お試し体験者助成金の助成を希望する者は、事前に連合会へ申し込まなければならない。

（助成該当非該当等の決定）

第 11 条 連合会会長は、提出された島根の職人育成事業計画書（兼助成申込書）及び就労体験指導計画書の内容を審査して助成の適否を決定し、その結果について助成決定書（就労体験者助成金は様式第 3 号、就労体験受入先助成金は様式第 3 号の 2）または助成非該当書（就労体験者助成金は様式第 4 号、就労体験受入先助成金は様式第 4 号の 2）により申込者に通知するものとする。

- 2 お試し体験助成金については、申込内容を審査して助成の適否を決定し、その結果について申込者に通知するものとする。
- 3 申請内容の審査に際しては、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行うヒアリング等により、内容が適正であるかどうか確認を行い、決定するものとする。

(助成金給付申請)

第 12 条 就労体験者助成金（親子連れ就労体験助成金を含む。）の助成が決定となった就労体験者は、体験開始後、1 か月ごと及び体験終了時にそれまでの体験実績に基づいて、毎月 3 日に助成金給付申請書（様式第 5 号）及び就労体験実施内容報告書（様式第 5 号別紙）を連合会会長あてに提出しなければならない。ただし、技能伝承コースにあつては体験を 3 か月以上継続したことが確認できるまでの間は、就労体験助成金は 2 か月を経過する日までの分については月 3 万円を上限として給付申請を行うものとし、体験が 3 か月を経過した場合に、3 か月目の正規の助成額と、2 か月が経過する日までの分として既に受領した額と当該期間分の正規の助成額との差額を合わせて給付申請するものとする。

なお、体験中止となった場合の給付申請額については第 19 条第 4 項のとおりとする。

- 2 就労体験者助成金を申請する場合（体験終了時に限る）は、原則、別表 3 の書類を併せて提出しなければならない。
- 3 就労体験受入先助成金の助成が決定となった受入者は、就労体験者受入後、1 か月ごと、または体験終了時にそれまでの指導実績に基づいて、毎月 3 日、または体験終了日の属する月の翌月 3 日（3 日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する休日または 1 月 2 日、同月 3 日若しくは 12 月 31 日に当たるときは、翌日を提出日とする。）に助成金給付申請書（様式第 5 号の 2）を連合会会長あてに提出しなければならない。
- 4 お試し体験者助成金の助成が決定となったお試し体験者は、原則体験終了後 30 日が経過するまでに根拠書類と併せて助成金給付申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

(給付)

第 13 条 連合会会長は、前条の給付申請の内容を確認した後、給付通知書（就労体験者助成金は様式第 6 号、就労体験受入先助成金様式第 6 号の 2）を交付し、翌月 10 日（10 日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する休日または 1 月 2 日、同月 3 日若しくは 12 月 31 日に当たるときは、翌日を支払日とする。）までに助成金を給付する。

(不支給)

- 第 14 条 次の事項が認められた際には、それが認められた日の翌月以降の助成金を支給しない。
- (1) 就労体験者が、正当な理由がなく連合会会長及び受入者等の指示に従わなかったとき又は助成金受給者としてふさわしくない言動が認められたとき。
 - (2) 就労体験者が、島根県を離れる意思が確認されたとき。

(3) 受入者が、適切な指導を実施しなかったと認められたとき。

(4) その他、連合会が不支給が妥当と判断した場合。

(助成金の返還)

第 15 条 次の事項が認められた際は、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) 就労体験者またはお試し体験者が、連合会または受入者に対し虚偽の申請を行った事実が判明した場合

(3) 受入者が、連合会または就労体験者に対し虚偽の申請を行った事実が判明した場合

(4) その他、連合会が返還が妥当と判断した場合

2 前項の規定は、就労体験終了後も適用があるものとする。

(変更)

第 16 条 助成の申込時より変更が生じた就労体験者または助成の申込時より助成金の変更を伴う変更が生じた受入者は、変更申請書（様式第 7 号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

2 変更の内容が、住所変更または就労体験者助成金の変更の場合、原則、第 10 条第 2 項の書類を提出しなければならない。

3 連合会会長は、提出された変更申請書の内容を確認し、その申請が認められる場合は、変更承認書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

4 助成金の変更を伴う変更申請があった場合は、変更日の翌月から変更する。なお、月の初日に変更となった場合は、当該月から変更する。

5 受入者の変更を伴う変更申請があった場合は、次の各号に該当するときに認めることとし、申請が認められたときは、就労体験者と新たな受入者は第 10 条を準用し事業計画書等を、当初の受入者は第 18 条を準用し終了報告書を連合会会長あてに提出するものとする。

(1) 受入者の事情により体験を行うことができないとき

(2) やむを得ない事情により、受入者が受入継続不可能と判断されるとき

(3) 受入者として不適切な言動が認められるとき

(4) その他、連合会が認めるとき

(体験を一時中断する場合の取扱い)

第 17 条 就労体験者は、止むを得ず体験期間の途中で体験を一時中断しようとする場合、第 16 条による変更手続きを行うこととする。

2 一時中断期間は、原則として累計 1 年間を上限とする。ただし、考慮すべき事由がある場合はこの限りではない。

3 就労体験者は、体験を再開する際には体験再開報告書（様式第 9 号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

(終了報告)

第 18 条 就労体験者は、体験終了後に終了報告書（様式第 10 号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

2 受入者は、体験終了時に指導終了報告書（様式第 11 号）を連合会会長あてに提出しなければならない。

(体験を中止する場合の取扱い)

第 19 条 就労体験者又は受入者は、不測の事態により止むを得ず期間途中で体験を中止しようとする場合、辞退届（就労体験者は様式第 12 号、受入者は様式第 12 号の 2）を連合会会長へ提出し、連合会会長はその内容を確認のうえ体験辞退承認書（様式第 13 号）により体験を中止する。

2 連合会会長が体験の継続が困難であると認める場合には、連合会会長の判断により体験を中止にすることができる。その場合、中止にする旨を体験中止通知書（様式 14 号）により 1 か月前に就労体験者、受入者に通知しなければならない。

3 就労体験者又は受入者が、就労体験を体験期間途中で中止する場合についても、体験実績に基づき精算給付申請及び終了報告を行うこととし、連合会会長はその内容を確認のうえ、助成金の給付を行う。

4 技能伝承コースの就労体験者が体験中止により体験期間が 3 か月に満たない場合には、就労体験者助成金は 1 か月あたり上限 30,000 円、就労体験受入先助成金は 1 か月あたり 30,000 円として給付することとする。ただし、体験期間が 1 か月に満たない場合は、原則助成金を支給しない。

(台帳作成)

第 20 条 連合会会長は、助成金を給付した場合には、その都度、助成金給付台帳（就労体験助成金は様式第 15 号、就労体験受入先助成金は様式第 15 号の 2、お試し体験助成金は様式第 15 の 3）を作成し、これに助成金給付の状況等を記帳しなければならない。

2 この台帳は 5 年間保存しなければならない。

(受入者の留意事項)

第 21 条 第 3 条第 3 号の規定に基づき就労体験受入先助成金の交付を受ける受入者は、就労体験者の受け入れに際して、原則として次に掲げる内容の就労体験指導を行うこととする。

(1) 技能の実務体験指導

(2) 技能検定 2 級相当の資格取得に向けた指導

(3) その他必要な事項

2 就労体験者が受入者と、他の従業員と同様な雇用契約をするなど、就職とみなされる場合は、体験の中止となるので、速やかに連合会会長へ報告すること。

(体験状況の確認)

第 22 条 連合会会長は、就労体験者の相談等に対応するため、必要に応じて体験状況の確認を行うものとする。なお、確認にあたっては関係機関との連携のもと効率的かつ効果的に行うものとする。

2 就労体験者は、体験終了後も連合会が行う確認に協力することとする。

(調査権)

第 23 条 連合会会長は、助成金の適正を期するため、助成金を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(加算金及び延滞金)

第 24 条 就労体験者及び受入者は、第 15 条の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を連合会に納付しなければならない。

2 就労体験者及び受入者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を連合会に納付しなければならない。

3 連合会会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(年あたりの割合の基礎となる日数)

第 25 条 前条の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(理事会等への報告)

第 26 条 連合会会長は、助成金の給付状況を理事会に報告するものとする。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、島根の職人育成事業の運用・解釈等については、必要の都度、連合会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

体験の対象となる職種 (右欄にない適当な体験職種は、関係機関と 協議の上追加)	造園、表具、左官、建築板金、畳製作、和裁、 瓦葺、日本料理、建具、大工（在来工法、宮大 工）、塗装、内装、型枠、鳶
---	---

別表 2

対象者	根拠書類（写し可）
(1) 体験希望者	住民票 (世帯全員のもので続柄が分かるもの)

備考：支給額 6 万円の者若しくは県内在住の父母または祖父母（姻族含む）がいない者は、本表に定める書類の提出は不要。

別表 3

対象者	提出時期	確認内容	根拠書類（写し可）
第 3 条第 1 号本文の者 (支給額 12 万円の者)	助成申込 (様式第 1 号に添付)	居住実態	・賃貸借契約書 ・家賃の支払いの分かる もの ・居住実態証明書（住み 込み等に限る） ・不動産売買契約書
	助成金給付申請 (様式第 5 号に添付) ※終了時の申請に限る	生活実態	・体験期間中の公共料金 領収書 ・郵便物（宛名の記載が あるもの） ・居住実態証明書（住み 込み等に限る）
第 3 条第 1 号の表 ②の者（親元同居で支給 額 12 万円の者）	助成申込 (様式第 1 号に添付)	年齢	・年齢確認できる身分証 明書（例：住民票）
		介護	・介護保険被保険者証 ・障害者手帳

備考：支給額 6 万円の者若しくは県内在住の父母または祖父母（姻族含む）がいない者は、本表に定める書類の提出は不要。